

LPガスの商慣行是正に向けた対応方針

液石法令改正(案)及びWG中間とりまとめ(案)の概要

2024年2月

資源エネルギー庁 資源・燃料部

燃料流通政策室

LPガスの商慣行是正に向けた検討状況～液石流通WGの開催

- いわゆる**無償貸与、貸付配管**といった**商慣行**を背景に、**LPガスの消費者が不利益を被っている現状を是正**すべく、昨年3月から、総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会の下部組織である**液化石油ガス流通ワーキンググループ（WG）**において議論。
- 本年1月29日の第8回WGにおいて、以下を内容とする報告書（**中間とりまとめ（案）**）を審議。
 - ① 過大な営業行為を制限し、LPガス消費と関係ない設備の費用をLPガス料金として請求することを禁止する等、**液化石油ガス法にかかる制度見直しの方向性**
 - ② 制度見直しの**実効性を確保するための方策**
 - ③ 今後の検討課題及び**望ましい取組の方向性**
- **2月9日から3月10日までの1ヶ月間、液化石油ガス法令の改正案（改正省令案）とともにパブリックコメント**を募集。**春には改正省令を公布することを予定。**

【WGメンバー】

<有識者>

青山学院大学 内山教授
栄総合法律事務所 柴崎所長

<オブザーバー>

国際大学 橘川学長
日本LPガス協会 吉田専務

<業 界>

テーエス瓦斯(株) 高橋社長
(株)TOKAI 豊國常務
(株)トーエル 中田会長
日本瓦斯(株) 吉田専務

(一社)全国LPガス協会 村田専務
(一財)エルピーガス振興センター 嘉村専務

<消費者>

(一社)全国消費者団体連絡会 郷野事務局長
(公社)全国消費生活相談員協会
エネルギー問題研究会 林代表

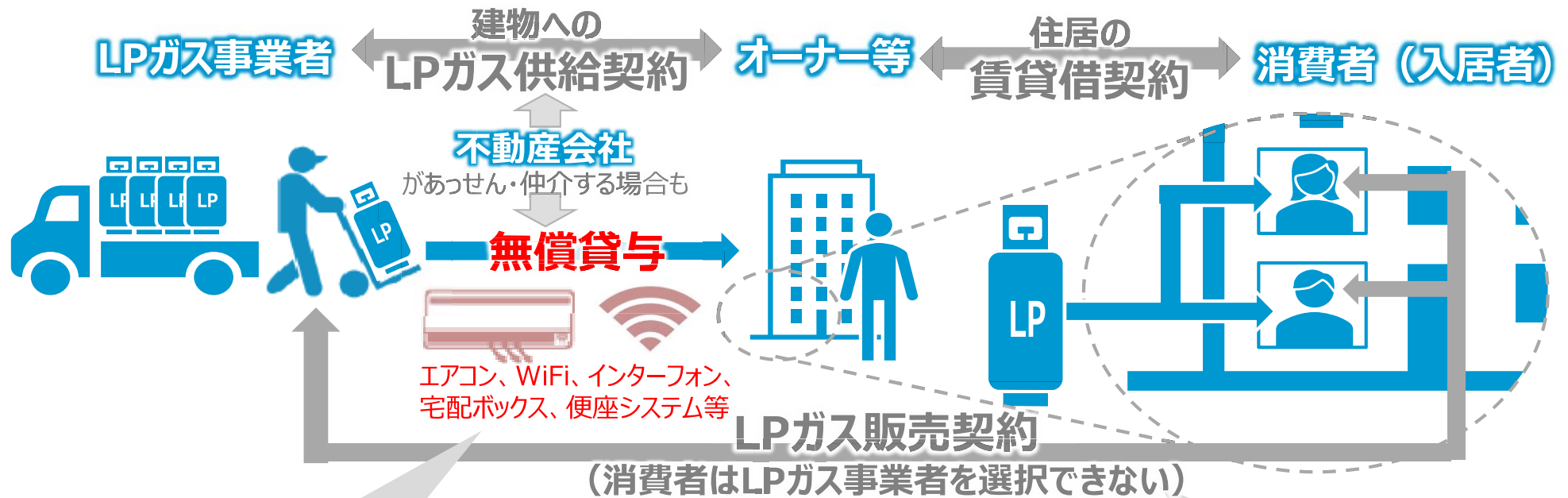
<関係省庁>

国土交通省、消費者庁、
公正取引委員会

【開催状況】

2023年	3月	2日	第4回WG	料金透明化・取引適正化の動向、消費者及び事業者ヒアリング
2023年	5月	11日	第5回WG	商慣行是正に向けた論点整理 等
2023年	7月	24日	第6回WG	制度改正の対応方針案の提示 等
2023年	11月	22日	第7回WG	実効性確保策の具体化などとりまとめに向けた議論
2024年	1月	29日	第8回WG	中間とりまとめ（案）について議論

解決すべき課題を3つに整理して議論 → 3つの改革



【課題1】
消費者とのLPガス販売契約を目的とし、オーナー等に対し、過大な営業を展開
(不動産会社が利益供与を要請する場合も)

過大な営業行為の制限

【課題2】
過大な営業費用をLPガス料金に転嫁して回収（通常であれば家賃に含まれている設備費用や、ガス消費とは関係ないエアコン等の設備費用が、ガス料金として回収されている）
⇒ LPガス料金が不透明で高くなる

三部料金制の徹底
(設備費用の外出し表示・計上禁止)

【課題3】
入居するまでLPガス料金が不明
(過大な営業費用が上乗せされているLPガス料金であることを入居する前に知ることができない)

LPガス料金等の情報提供

中間とりまとめ(案)の概要①：液化石油ガス法「改正省令案」の概要

過大な営業行為の制限

⇒ 改正省令の公布から3ヶ月後（2024年夏頃）施行予定。

- 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止（改正省令第16条第15号の3、4）
- 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止（改正省令第16条第15号の5号、6号）

三部料金制の徹底 (設備費用の外出し表示・計上禁止)

⇒ 改正省令の公布から1年後（2025年春頃）施行予定。

- 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底
(改正省令第16条第15号の7)
- 電気エアコンやWi-Fi等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
(改正省令第16条第15号の8)
- 賃貸向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止（LPガス料金の算定の基礎となる項目を基本料金、従量料金、設備料金とした上で、設備料金は「該当なし」と記載）
(改正省令第16条第15号の9)

(注) 施行時点における消費者との液化石油ガス販売契約（既存契約）については、投資回収への影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示（内訳表示の詳細化）を求める。（改正省令附則第2条）その上で、新制度への早期移行を促していく。

LPガス料金等の情報提供

⇒ 改正省令の公布から3ヶ月後（2024年夏頃）施行予定。

- 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務（入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）（改正省令第16条第15号の2）

(注) 入居希望者からLPガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることが必要（義務づけ）（同上）

※「過大な営業行為の制限」、「三部料金制の徹底」等義務にかかる規律については、罰則規定のある条文に位置づける。4

中間とりまとめ(案)の概要②：制度見直しの実効性を確保するための方策

監視・通報体制の整備（通報フォーム等）

- 改正制度の施行前の駆け込み的な営業行為に対する懸念の声も踏まえ、昨年12月「LPガス商慣行通報フォーム」を開設。通報された情報については、液化石油ガス法に基づく取り締まり、市場監視・モニタリング等に活用し、市場監視機能を高める。規制当局たる資源エネルギー庁、経済産業局、自治体による体制整備も必要。

関係省庁と連携した取組

- LPガスをめぐる商慣行は、LPガス事業者と不動産関係者・建設業者との取引関係に由来するものであり、国土交通省をはじめ、公正取引委員会、消費者庁といった関係省庁と連携した取組が不可欠（制度見直しを踏まえた対応要請・注意喚起など業界に対する周知徹底、市場監視・モニタリングにおける相互連携、契約時の留意点など消費者に対する周知啓発 等）。

商慣行見直しに向けた取組宣言

- 商慣行是正に向け、LPガス事業者による自主的かつ積極的な取組を促す方策として、LPガス事業者自らが改正制度を遵守すること等を宣言し、それを資源エネルギー庁のHPに集約・公表することで、消費者が宣言済みの事業者かどうかを知ることができるよう見える化することが考えられる。
※ こうした自主的な取組は、取引相手である不動産関係者・建設業者においても実施されることが望ましい。

公開モニタリングの実施

- 規制当局による取り締まりのみならず、当分の間、有識者や消費者等の関係者が、公開の場で、LPガス事業者による取組状況等、商慣行改革の動向についてモニタリングを継続すること必要。市場関係者による相互監視を通じた抑止力につながり、市場監視機能を高める観点からも有益。更なる改革・制度見直しの要否を検討していくことも期待される。

中間とりまとめ(案)の概要③：今後の検討課題、望ましい取組の方向性

過大な営業行為の制限に関する運用面での対応

- どのような行為や契約条件等が「正常な商慣習を超えた利益」や「切り替えを制限するような条件」に該当し、液化石油ガス法上の違反行為となるかについては、取引の内容や影響など、様々な要素を総合的に判断することになるところ、多数のLPガス事業者による改正制度の遵守を促すには、予め違反のおそれのある行為の具体例や考え方を示していくことが必要。
- 改正制度の施行に間に合うよう、ガイドライン等を整備すべく、引き続き検討。

商慣行是正に向けた望ましい取組の方向性

【いわゆる「無償貸与」という商慣行】

- 業界全体として、長年続いてきた無償貸与や紹介料支払いといった利益供与行為については、過大かどうかには拘わらず、一切行わない方向で取り組んでいくことが期待される。

【いわゆる「貸付配管」という商慣行】

- いわゆる「貸付配管」をめぐる課題については、過大な営業行為の制限や、三部料金制の徹底による設備費用の外出し表示・明確化といった制度見直しにより、一定の改善も期待されるところではあるが、消費者によるLPガスの選択機会を阻害する可能性はありうる。
- 業界全体として、今後の新規契約においては、貸付配管は行わない方向で取り組んでいくことが期待される。
- 今後ガイドライン等の整備に当たっては、「望ましい行為」として、建物所有者と配管所有者を一致させることを記載することが適当。また、当分の間、貸付配管をめぐる取組状況や課題の有無等についてモニタリングを継続し、例えば3年後を目途として、制度上の対応の要否を検討していくことが適当。

【参考】「LPガス商慣行通報フォーム」の開設（2023年12月1日）

- **改正法令の施行前の駆け込み的な営業行為に対する懸念の声**も踏まえ、改正法令の施行に先駆けて早期に、「**通報フォーム**」を開設。 ※匿名での情報提供も可能。情報提供者の属性も問わない。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html
- 寄せられた情報も参考にしながら、**施行後の監視体制を構築**していく。

① 液石法違反の取り締まり

通報情報を端緒として、任意ヒアリングや、**液石法に基づく報告徴収や立入検査**等を行う。

② 関係省庁への共有

必要に応じて関係省庁に情報共有を行い、**連携した対応**につなげる。

※他省庁への情報提供の可否については事前に通報フォームに確認項目を設定。

③ 政策立案への活用

通報情報を集約・構造化した上で、WG等の場に提示し、**制度改正後の市場モニタリング**に活用するとともに、**今後の制度改正やマニュアルの改訂等の政策立案**に活かす。

※**情報提供者が不利益を被ることがないように情報管理を徹底。**

- ✓ 通報フォームに寄せられた**個別事案の情報**に関しては、**情報提供者の利益が害されないよう**取り扱う。
例えば、個別事案処理にあたって当事者に照会する場合、事案によっては情報提供者が特定され、その後の取引関係等に影響するおそれもある。このため、当事者に照会する際には、事前に情報提供者の了解を得た上で行うなど、情報提供者の利益に十分配慮する。
- ✓ 通報フォームに提供された**情報提供者の企業名又は個人名、電話番号及びメールアドレス**等は、提供いただいた情報の内容に不明な点があった場合等の連絡のために使用し、**情報提供者の承諾を得ない限り、第三者に共有しない。**

【参考】関係省庁と連携した取組

第8回液石WG(2024.1.29)
事務局提出資料から抜粋

- 改正法令の実効性を確保していく上では、不動産業界等関係者による対応も必要であるとして、国土交通省をはじめとした関係省庁との連携が必要との指摘が多数なされているところ、**国土交通省の協力の下、不動産関係団体向けの説明会等**を通じて、**商慣行是正に向けた協力を要請**。
- 前回WGでの指摘内容や、昨年12/6に開催された消費者委員会における議論も踏まえつつ、**引き続き、関係省庁と連携した取組を進めていく**。

第7回液石WG(2023.11.22)
事務局提出資料から抜粋・一部修正

昨年夏以降の取組

国土交通省との連携

- 11月13日、(公財)日本賃貸住宅管理協会の運営協議会にて説明会を開催し、資源エネルギー庁から、無償貸与等のLPガスを巡る課題やそれを踏まえた制度改革案の概要について説明。
- 11月15日、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会の理事会にて、事務局から制度改革案の概要を説明。
- 所管団体の会議やイベントで、国交省から制度改革の検討状況を説明。
 - ・住まい・建築・不動産の総合展(11/2)
 - ・日管協フォーラム(11/14)

今後実施予定の取組

国土交通省との連携

- 無償貸与等の商慣行は、不動産業界と消費者との信頼関係にも関わる問題になりえることも踏まえ、LPガス分野における制度改革の内容について、公布後、その施行を待たずになるべく早く、不動産関係団体向けに文書を発出し、周知徹底を図り、適切な対応を促す。
- 転居等で新たなLPガス供給契約が増える3月より前の2024年2月頃、賃貸集合住宅の入居希望者へのLPガス料金の情報提供を徹底するため、所管団体向けに再周知を図る。

消費者庁との連携

- 2024年春頃、事業者に対して、消費者にわかりやすい説明を行うよう要請する文書を発出。
- 2024年春頃、消費者に対して、契約に当たっては契約内容を十分に理解した上で契約するよう周知啓発。

【参考】WGにおける指摘事項（関係省庁等に期待される対応）

資源エネルギー庁

- ・ 制度改正の周知徹底（事業者、マスコミ、消費者、自治体等）
～ 施行後のLPガス料金契約についてのわかりやすい説明等
- ・ 執行体制の整備（人員体制の整備、立入検査マニュアルの見直し・周知徹底、検査員研修の実施等）
- ・ WGの継続、地方のLPガス懇談会での進捗確認等のモニタリングの継続実施
- ・ 関係省庁（国交省、公取委、消費者庁、消費者委員会）との連携推進
- ・ 賃貸物件におけるLPガス料金等の事前周知の徹底

国土交通省

- ・ 経産省と連携し、賃貸物件における入居希望者に対する事前のLPガス料金の情報提供を徹底（通知発出、監督方針を示す文書への明記等）
～ 料金情報がない場合は、オーナー・管理会社・仲介業者からLPガス事業者へ情報提供を求めるよう要請すること
～ 宅建業法の重要事項説明を行う際に、宅建業者に書面にてLPガス料金や設備費用の説明を行うよう措置すること 等
- ・ これまでの商慣行による取引（無償貸与等）はしないよう、不動産関係者・建設業者に周知徹底・指導
～ 制度改正により、違反したLPガス事業者には罰則もあるところ、オーナー・管理会社に液石法への理解も含め周知が必要
- ・ 設備費用の外出しについて、オーナーからの理解が得られるよう周知啓発。
- ・ 建物に附属する設備費用はオーナーが負担することが通常であるとの意識改革の推進
- ・ 経産省と連携したフォローアップ・モニタリングの継続実施
- ・ 宅建業法の見直し等、商慣行是正に向けたWG立ち上げ・議論

公正取引委員会

- ・ 事業者間の商慣行が過剰な状況となり、結果的に消費者に不利益がもたらされることの是正
- ・ 市場監視の強化及び注意喚起のメッセージ発出（LPガス専用の通報窓口を設けてプレスリリースする等）
- ・ 「LPガス販売業における取引慣行等に関する実態調査」の再実施
- ・ 関係省庁として経産省のWGに参加し、商慣行の実態を注視・モニタリング

消費者庁

- ・ 消費者に対するLPガス料金に関する情報発信
～ LPガス利用の賃貸集合住宅では契約前にLPガス料金の確認するよう周知
～ 消費生活相談窓口での相談（被害）事例の共有・注意喚起、消費生活相談員に対する研修の実施等
- ・ LPガス事業者やブローカーによる顧客確保の勧誘方法について、不実告知等の特商法違反の行政措置も含め、監視の継続・強化
- ・ LPガス問題について、次期消費者基本計画に盛り込むこと

LPガス事業者（業界団体）

- ・ 賃貸集合住宅のLPガス料金の情報提供の徹底
- ・ LPガス料金に何が含まれているのか消費者が把握できるよう、わかりやすい情報提供を徹底すること
- ・ 設備費用外出しや、賃貸向け料金での設備費用計上禁止の徹底
- ・ 制度遵守の宣言（商慣行見直しに向けた取組宣言）を積極的に行うこと
- ・ 抜け駆けを許さない環境づくり等、業界の意識改革
- ・ 地域に根差し消費者に支持され選ばれるLPガス業界となるためのビジョン提示
- ・ 業界全体で進捗状況の確認、報告

消費者団体

- ・ LPガス料金の課題の共有・チェック
～ 消費者団体の中で共有し、各地で行われるLPガス懇談会に問題意識を持って臨み、消費者の不利益が是正されているかチェック
- ・ 調査活動の継続
～ LPガス料金の問題がここまで解決の方向に動いたのは、北海道や神奈川の消費者団体の地道な調査活動の成果であり、さらに広く多くの団体を取り組めるよう支援
- ・ マスコミへの働きかけ
- ・ LPガス問題について消費者と社会に伝えるべく、パンフレットや自己チェックシートなどのツールの開発及び学習・啓蒙

【参考】消費者委員会における指摘事項（令和5年12月6日開催）

【各委員からの指摘】

- ✓ リアルな実態の把握として、各省庁連携の市場モニタリングが必要。
- ✓ 公取委のLPガスの取引慣行実態調査は25年前の調査。現状の実態調査も改めてほしい。
- ✓ 公取委のHPには、電気ガスの自由化に伴い情報提供窓口が設置されたが、LPガスについても開設してほしい。
- ✓ インターネットで検索すると設備の無償貸与により300万円以上オーナーが得するという広告が出ているという点について、景表法の4条（景品類の制限及び禁止）に抵触するのではないか。
- ✓ 大事なことは、業界の方がわかりやすく消費者に伝えること。公正競争規約を使うというのも一つのツール。医薬品の分野のスキームをLPガス業界でも採用してほしい。
- ✓ LPガス料金の透明化を行うため、たとえば宅建業法の重要事項説明にLPガス料金を加えることを検討してほしい。
- ✓ 宅建業者が負っている説明義務について、国交省作成の重要事項説明書の様式では、「直ちに利用可能な設備」、「設備の整備予定」、「設備整備に関する特別負担の有無」などの項目が既に用意されており、解釈運用にはLPガス配管等の所有権を説明することになっている。この特別負担に、LPガスに設備費用が含まれていることを、今後液石法令が改正されれば宅建業者に調査義務を付けて説明するべき。

【委員長からのとりまとめ発言】

- ✓ LPガスの取引適正化、料金透明化が図られることを高く評価し期待している。
- ✓ エネ庁においては、監視通報体制が適切に機能するよう、人員体制も含めて執行体制の整備に取り組んでいただきたい。
- ✓ 国土交通省には引き続きエネ庁と連携し周知や情報提供について省令改正を待たずに通知文を発出するなど、周知徹底を図っていただきたい。委員から重要事項説明に関する意見があったが、国交省は解釈運用で対応可能か検討いただきたい。
- ✓ 公取委は、1999年調査について報告があったが、無償配管等の慣行は独禁法上の問題（不当な利益による顧客誘引）にあたる。また、健全な競争の確保にも関わることもある。引き続きLP取引慣行について消費者に不利益につながることはないよう監視していただきたい。制度改正が行われた後ということだが新たな状況の実態調査を実施していただきたい。
- ✓ 消費者庁には、苦情対応を分析し、関係省庁への情報提供や消費者への注意喚起を図っていただきたい。
- ✓ 行政の連携に加えて、LPガス事業者内の取組を進めることは何らかの工夫が必要。北海道生協連の活動には敬意を表したい。監視を続けて何か見つければ声をあげていただきたい。
- ✓ エネ庁の制度改正について、新規契約と既存契約の取扱いが異なる部分があるとのことだが、必ずしもわかりやすいわけではないので、わかりやすく消費者に周知していただきたい。
- ✓ 引き続きWGの動向を注視し、次期消費者基本計画に盛り込むべき課題等について検討したい。また、法改正の実効性が確保できているかについても注視したい。

【参考】神奈川県LPガス協会作成のオーナー向けの注意喚起のチラシ

LPガス
人と地球にやさしい

アパート・マンション等 賃貸住宅のオーナー様へ



**強引な営業による
LPガス
販売店切替
トラブル
回避!**

**設備などの
過剰な無償貸与契約は
慎重に確認
しましょう!**

**無償貸与契約のメリット・
デメリットをしっかりと把握!**

設備などの無償貸与と契約を活用すれば、オーナー様の負担軽減による入居率アップに繋がるかもしれませんが、ただし、その一方で長期間契約の縛りなどで他社への切替えができないかもしれません。また切替えられる場合でも高額な違約金が必要になるかもしれません。

LPガスを切替える時は、必ず契約の内容を慎重に確認しましょう。

LPガス

画像につづく

公益社団法人神奈川県LPガス協会

「LPガス供給に関わる様々な設備等は無償で設置します。」
「LPガスを当社に切り替えましょう。」


と言われても契約書に目を通し「メリット」だけでなく「デメリット」も確認しましょう!



契約書をしっかりチェックでトラブル回避!

過剰な無償貸与契約には十分に注意しましょう! その契約は、本当に無償なのでしょうか?

無償設備の貸与契約書を設備工事前に見せてもらいましょう。工事終了後では間に合いません。



その契約によって、入居者のLPガス料金は値上げしませんか?

契約期間の縛りを利用して、知らず知らずの内にLPガス料金を値上げするかもしれません。



無償貸与によるガス料金値上げで入居者からクレームが来ませんか?

契約書をキチンと確認していない場合クレームが来てから契約内容を把握するなんてことも...



ガス料金値上げにより入居率がダウンしませんか?

LPガスの料金が高いと感じた入居者が引越しを考えるかもしれません。また新規入居者が敬遠するかもしれません。




契約解除により違約金は発生しませんか?

数年後に解約解除を行おうとした際、違約金が必要となるかもしれません。契約書をしっかりと確認しましょう。



オーナー様は消費者保護の対象になりませんか! !

特定商取引法は、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律ですがオーナー様は対象となりませんので注意が必要です。



LPガスに関する気になる事のご相談は下記へご連絡ください。

お問い合わせ、ご相談はご連絡ください。